

平内町「担い手農家経営改善」支援事業実施要領

第1 事業の目的

基本構想に基づく認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）の営農類型を出来るだけ早く達成し、担い手農家の経営改善を図るため、高能率農業用機械等の導入による作業の効率化と労働力の軽減を促進し、もって担い手農家による町農業の活性化を図るものとする。

第2 対象事業

水稻専業類型

認定農業者等の労働力の負担を軽減するため、フレコン出荷を可能とする事業を実施するに当たっては、別表1に基づく事業を実施する。

第3 事業の実施

1 事業実施計画の承認は、次によるものとする。

- (1) 事業を実施しようとする認定農業者等は農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書の写しを添付の上、事業実施計画承認申請書（第1号様式）に実施計画書（第2号様式）を添付し、平内町長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業を実施する認定農業者等は、承認のあった事業実施計画を変更する場合は、速やかにその旨を平内町長に報告してその指示を受けるものとする。

第4 報告

- 1 事業を実施した認定農業者等は、事業実施年度から5年間、当該年度における事業の実績について事業実績書（第3号様式）を毎年作成し、事業実績報告書（第4号様式）に添付して、翌年度の4月15日までに平内町長に提出するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成23年7月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は平成26年7月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に施行している補助対象者については、この要綱で施行したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に施行している補助対象者については、この要綱で施行したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和2年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和2年6月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和2年11月18日から施行する。

別表 1

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択基準	補助率
水稻専門類型	作業の効率化と労働力の負担軽減のためフレコン出荷によるフレタンク ・はかり・スケールシャッターの導入 機械等性能（概ね同等のもの） ・フレタンク（昇降機付き）性能 機体寸法 全長 2, 130mm 全幅 1, 470mm 全高 3, 670mm タンク容量 650kg 昇降機 掲殻能力(kg/時) 4, 000 バスケット寸法(吋) 4 動力(W) 三相200V200W ・デジタル台はかり ひょう量 1, 200kg ・スケールシャッター フレコン計量及び個別計量とし、同等以上の機能を有するものも対象とする。	認定農業者 及び認定新規就農者	・経営面積 現在の水稻経営面積が9ha以上、又は今後9ha以上の経営改善計画作成者	1／2 以内の上限50万円